

「第 40 回都市再生本部の持ち回り開催について」（概要）

都市再生本部において、「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案」、「地域整備方針の見直し」及び「評価書」について決定をする必要があるところ、緊急を要するため、都市再生本部持ち回り開催により関係閣僚ごとに了承を求める。

1. 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令について

都市再生緊急整備地域について、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 5 条第 1 項に基づく地方公共団体から指定に係る申出があり、都市再生基本方針に定める指定基準に適合すると認められることから、都市再生緊急整備地域及び特定地域の新規指定等を行う。合わせて、都市再生緊急整備地域のうち地域指定の必要性が無くなったと判断される地域につき、法第 5 条第 2 項に基づく地方公共団体の同意が得られたことから、都市再生緊急整備地域の指定解除を行う。

都市再生緊急整備地域一覧（新規指定及び変更に係るもの）

	団体名	都市再生緊急整備地域名	都市再生緊急整備地域に係る面積	特定都市再生緊急整備地域に係る面積
		名称		
新規指定	枚方市	枚方市駅周辺地域	48ha	（無）
解除	千葉市	千葉蘇我臨海地域	116ha	（無）
	千葉市	千葉みなと駅西地域	21ha	（無）
	堺市	堺臨海地域	95ha	（無）
	堺市	堺鳳駅南地域	70ha	（無）

2. 各都市再生緊急整備地域等の主な変更内容

(1) 新規指定

○ 枚方市駅周辺地域

本地域は、京都・大阪の中間に位置し、交通結節拠点であるとともに行政機能が集積している。また淀川や枚方宿など豊かな自然・歴史・文化等の資源に恵まれると共に、商業・業務、大学、医療等の多様な都市機能が集積しており、これらの都市機能の向上により、広域的な中心拠点かつ「職・学・住」近接の都市形成を促進するため、都市再生緊急整備地域に指定する。

(2)解除

○ 千葉蘇我臨海地域

港湾やスポーツ公園の整備が一部継続中であるが、その他の都市開発事業・公共施設整備は完了しており、「大規模遊休地の土地利用転換等により、千葉市の副都心として商業、業務等の新たな都市拠点形成」という整備の目標は概ね達成された。このため、都市再生緊急整備地域の指定を解除する。

○ 千葉みなと駅西地域

港湾緑地等整備が一部継続中であるが、その他の都市開発事業・公共施設整備は完了しており、「物流・生産機能からの土地利用転換等により、業務、商業、居住機能などを備えた新しい複合機能拠点を形成」という整備の目標は概ね達成された。このため、都市再生緊急整備地域の指定を解除する。

○ 堺臨海地域

都市開発事業・公共施設整備事業が完了し、「海辺の立地特性を生かしつつ、大規模な工場用地の土地利用転換などによる臨海都市拠点を形成」という整備の目標は概ね達成された。このため、都市再生緊急整備地域の指定を解除する。

○ 堺鳳駅南地域

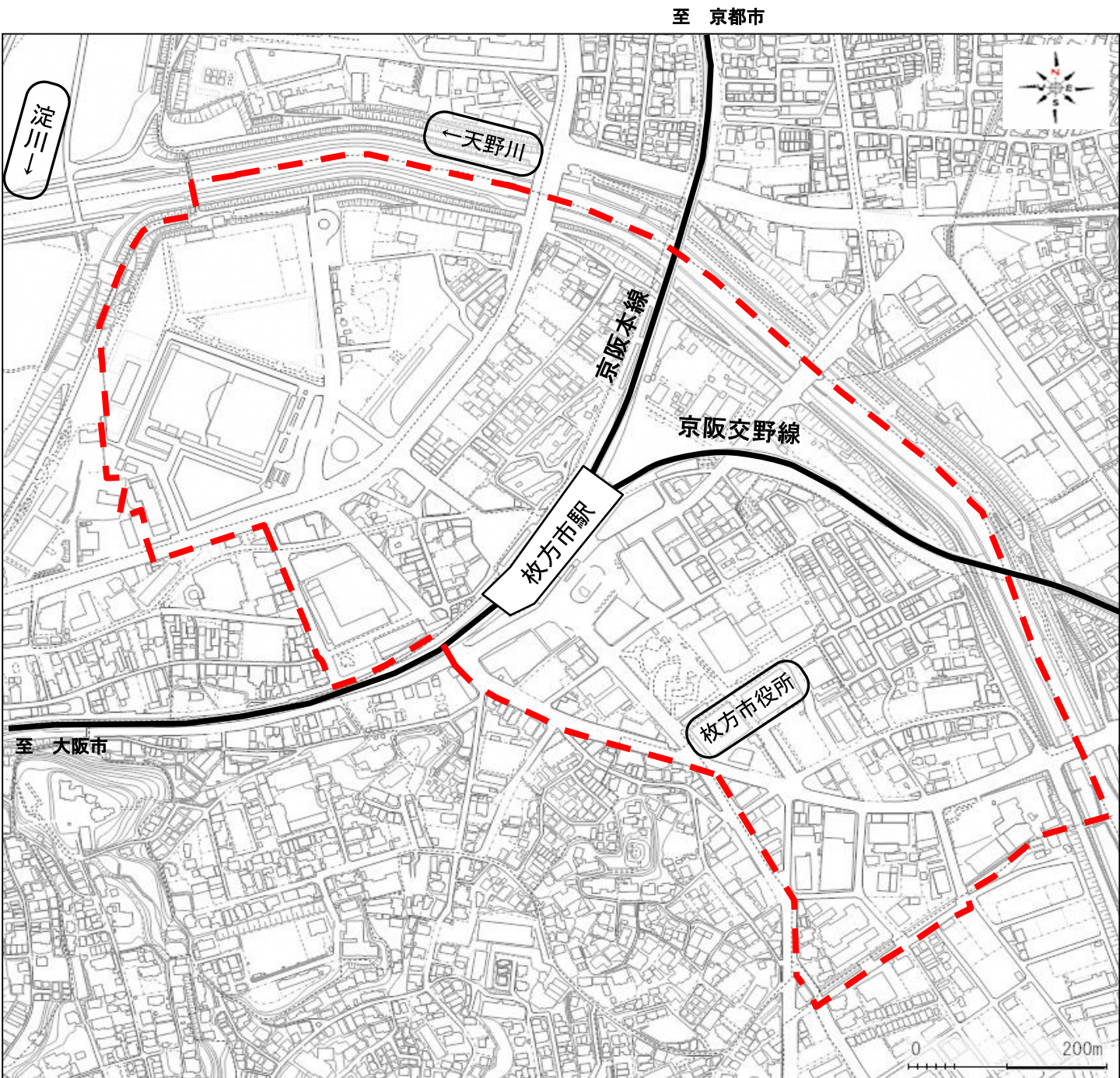
道路整備事業等が一部継続中であるが、その他の都市開発事業・公共施設整備は完了しており、「大規模工場跡地の土地利用転換による都市機能の集積とあわせて、周辺市街地の整備を図り、防災性に配慮した生活・交流拠点を形成」という整備の目標は概ね達成された。このため、都市再生緊急整備地域の指定を解除する。


※評価を行った4地域（神戸ポートアイランド西地域、福山駅南地域、福岡香椎・臨海東地域、那覇旭橋駅東地域）については、現在進行中の都市開発事業や公共施設整備が進行中であり、今後予定されている都市開発事業等を引き続き推進する必要があるため、地域指定を継続する。

※新規指定を行う地域については、あわせて地域整備方針の策定を行う。また、東京都心・臨海地域及び秋葉原・神田地域については、指定の変更は行わないが、地域整備方針のみ変更を行う。

都市再生緊急整備地域

枚方市駅周辺地域（区域図）〈48ha〉



 都市再生緊急整備地域

0 250m 500m

